



第29号発議案

新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月 5 日

提出者	小	林	一	大	石	坂		浩	斎	京	四	郎
	中	村	康	司	松	原	良	道	笠	原	義	宗
	高	橋	直	揮	宮	崎	悦	男	青	柳	正	司
	矢	野	雄	学	石	塚	一	健	横	尾	幸	秀
	皆	川	辰	二	富	檜	洋	成	佐	藤	卓	之
	楡	井	甚	雄	小	島	吉	隆	佐	村	良	純
	桜	井	国	一	西	川	秀	吉	岩	身	孝	一
	金	谷	正	彦	早	川	秀	秀	尾	野	峯	昭
	柄	沢	謙	三	中	野	洸	夫	小	井		生
	帆	苜	佳	治	渡	辺	夫	夫	石			修
	三	富		一	星	野	伊					

新潟県議会議長 沢 野 修 様

新潟県活力ある長寿社会の実現の推進に関する条例

本県の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、豊かな自然の中で温かい人の心が育まれたこの地において、高齢者が生き生きと暮らすことができる環境を整備し、高齢社会を活力ある長寿社会として迎えることは、私たち県民全ての願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者が生活を円滑に営むための環境の整備、高齢者が様々な経験を通じて習得した技能等を最大限に発揮して活躍することができる機会の確保等に関し、地域の実情に応じて自主的かつ主体的に取り組んでいく必要がある。

ここに私たちは、県民が生涯にわたって健やかで充実した生活を享受するため、県、市町村、県民、高齢者関係団体等が一丸となって活力ある長寿社会の実現を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、活力ある長寿社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び高齢者関係団体（高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が活躍することができる機会の提供その他活力ある長寿社会の実現の推進に資する取組を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、活力ある長寿社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 活力ある長寿社会の実現の推進は、県、市町村、県民及び高齢者関係団体の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

- (1) 地域における創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること。
- (2) 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、活力ある長寿社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村への支援及び協力)

第4条 県は、活力ある長寿社会の実現の推進に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施する活力ある長寿社会の実現の推進に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、活力ある長寿社会の実現の重要性について理解を深め、県及び市町村による活力ある長寿社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(高齢者関係団体の役割)

第6条 高齢者関係団体は、基本理念にのっとり、それぞれの団体の実情に応じ、高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が活躍することができる機会の提供その他活力ある長寿社会の実現の推進に資する取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 高齢者関係団体は、県及び市町村が実施する活力ある長寿社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、活力ある長寿社会の実現に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の実情に応じた環境の整備等)

第8条 県は、高齢者が生活を営むに当たって必要不可欠な日用品の購入、通院、除雪等を円滑に行うための支援を受けられるよう、地域の実情に応じた環境の整備その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(活躍の機会の確保等)

第9条 県は、高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した技能等を最大限に発揮して活躍することができる機会の確保その他必要な施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 県は、活力ある長寿社会の実現の重要性について県民の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(公表)

第11条 知事は、毎年度、活力ある長寿社会の実現の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



第30号発議案

新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月5日

提出者	皆川雄二	石松坂	浩道	斎笠	京原	四義	郎宗
	中村康司	松原良悦	道男	笠青	原柳	義正	宗司
	高橋直	宮崎塚	健成	横佐	尾藤	幸卓	秀之
	矢野林	富小島	隆吉	佐佐	藤村	良	純一
	小楡井	西川	秀	岩	身	孝	昭
	桜井谷	早中	秀	尾	野	峯	生
	金柄沢	渡	洗	小	井		修
	帆刈	星	夫	石			
	三富	野	伊佐				

新潟県議会議長 沢野 修 様

新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例

新潟県がん対策推進条例（平成19年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、保健医療関係者、教育関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 <u>がん対策は、県、市町村、県民、保健医療関係者、教育関係者及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県民の疾患による死亡の最大の要因ががんであり、がんが県民の健康及び生命にとって重大な問題となっている現状にかんがみて、科学的な知見に基づく十分ながん対策のための医療（以下「がん医療」という。）の提供を図り、がんの治療のみならず、検診によるがんの早期発見及び予防の充実のためながん対策を推進することを目的とする。</u></p>

(1) 県民の疾患による死亡の最大の要因ががんであり、がんが県民の健康及び生命にとって重大な問題となっている現状に鑑み、県民一人一人がその重要性を認識して自ら積極的に取り組むとともに、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）及びその家族の立場に立って効果的に行われること。

(2) 科学的な知見に基づく十分ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を提供することにより、がんの予防及び早期発見並びにがんの治療の充実に資すること。

(3) がんが身体的苦痛のみならず精神的苦痛、経済的負担その他社会生活全般にわたる苦痛をがん患者及びその家族に与えるものであることに鑑み、その苦痛を可能な限り軽減するとともに、療養生活の質の維持向上を図り、がん患者が安心して治療を受けながら充実した生活を営むことができるようにすること。

（県の責務並びに市町村への支援及び協力）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、がん対策に関し、国及び市町村との連携を図りつつ、本県の特性に応じた施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施するがん対策に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

（県の責務）

第2条 県は、第5条から第11条までに定めるがん対策に関し、国及び市町村との連携を図りつつ、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、
飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、自ら積極的にがん検診及びその結果に基づき必要な精密検査を受けるよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 がんの予防又はがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、がんの予防及び早期発見、がん医療の推進並びにがん患者及びその家族が必要とする相談支援及び情報の提供に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育に関する職務に従事する者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、発達段階に応じて、児童、生徒等ががんに関する理解及び関心を深めるための教育の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの事業所の実情に応じて、従業員が、がん検診の受診等によ

(県民の責務)

第4条 県民は、飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、必要に応じてがん検診を受けるよう努めなければならない。

(保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防又はがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、地方公共団体が講ずるがん対策の推進に協力するように努めなければならない。

りがんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員又はその家族ががんに罹患した場合において、従業員が、働きながら治療を受け、若しくは離職せずに療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん情報の収集及び提供)

第9条 県は、がんの罹患、転帰その他の状況等がん医療に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民に対して、がん医療に関する情報の提供に努めるものとする。

3 県は、新潟県立がんセンター新潟病院その他医療機関が、県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第10条 県は、がんの予防及び早期発見を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のた

(がん情報の収集と提供)

第5条 県は、がん患者の罹患、転帰その他の状況等がん医療に資する情報を収集し、分析するための取組等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民に対して、がん医療に関する様々な情報の提供に努めるものとする。

3 県は、新潟県立がんセンター新潟病院をはじめ医療機関が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のための必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防の充実)

第6条 県は、がんの予防を進めるため、次に掲げる取組を推進するよう努めるものとする。

(1) 女性固有のがん及びがんの好発年齢を考慮したがん予防の正しい知識の普及及びがん検診受診率の向上のための啓発

めの正しい知識の普及に関するこ
と。

(2) 望まない受動喫煙を防止するた
めに必要な施策の推進に関するこ
と。

(3) がん検診及びその結果に基づき必
要な精密検査の受診率の向上に関す
ること。

(4) 保健医療関係者の資質の向上に資
する研修の機会の確保に関するこ
と。

(5) 前各号に掲げるもののほか、がん
の予防及び早期発見のために必要な
施策の推進に関すること。

(質の高いがん医療の提供)

第11条 県は、県民に質の高いがん医療
を提供するための施策として、次に掲
げる事項を実施するものとする。

(1) がん診療連携拠点病院（厚生労働
省が定める指針に基づいて、厚生労
働大臣が指定する都道府県がん診療
連携拠点病院及び地域がん診療連携
拠点病院をいう。次号において同
じ。）、地域がん診療病院（厚生労働
省が定める指針に基づいて、厚生労
働大臣が指定する地域がん診療病院
をいう。次号において同じ。）及びが
ん診療連携拠点病院に準じる病院
（がん診療連携拠点病院に準じた機
能を有する病院として、新潟県知事
が認定する病院をいう。次号におい
て同じ。）の整備の推進及び機能の強
化に関すること。

(2) がん診療連携拠点病院、地域がん
診療病院、がん診療連携拠点病院に

(2) がん検診に携わる医療従事者の資
質の向上を図るための研修

(3) 受動喫煙の防止のための多数の者
が利用する施設における分煙の促進

(4) 前3号に掲げるもののほか、県内
におけるがんの予防のための必要な
取組

(がん医療の充実)

第7条 県は、県民に質の高いがん医療
を提供するため、次に掲げる取組を推
進するよう努めるものとする。

(1) がん診療連携拠点病院（厚生労働
省が定める指針に基づいて、厚生労
働大臣が指定する都道府県がん診療
連携拠点病院及び地域がん診療連携
拠点病院をいう。）の整備の促進

(2) 都道府県がん診療連携拠点病院、
地域がん診療連携拠点病院及び他の

準じる病院その他医療機関の相互の連携及び協力の推進に関すること。

(3) 医療機関におけるがん医療の体制強化を支援するために必要な施策の推進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、県民に質の高いがん医療を提供するために必要な施策の推進に関すること。

(医科歯科連携の推進)

第12条 県は、がん医療を効果的に実施するため、医科及び歯科の医療の連携を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(女性に特有のがんに係る対策の推進)

第13条 県は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、その好発年齢を考慮した正しい予防の知識の普及、治療を受けやすい環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(小児がんに係る対策の推進)

第14条 県は、小児がんに係る対策を推進するため、小児がんの患者の実態の把握、小児がんの患者の教育に係る環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(消化管のがんに係る対策の推進)

第15条 県は、食道がん、胃がん、大腸がんその他の消化管のがんに係る対策を推進するため、飲酒、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣がその発病

医療機関の相互の連携及び協力の促進

(3) 医療機関におけるがん医療の体制強化を支援するための必要な取組

(4) 前3号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療向上のための必要な取組

に及ぼす影響に関する調査研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(骨髄移植の推進)

第16条 県は、白血病等血液がんの有効な治療法である骨髄移植を推進するため、骨髄バンク事業の普及啓発、骨髄提供希望者の登録受付業務等必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第17条 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安軽減等を目的とする医療、看護及びその他の行為（以下「緩和ケア」という。）を充実させるための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 緩和ケアに関する専門知識及び技能を有する保健医療関係者の育成に関すること。
- (2) 在宅で適正な緩和ケアを受けることができる体制づくりの支援に関すること。
- (3) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体の連携の強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な措置に関すること。

(在宅医療の推進)

第18条 県は、がんに係る在宅医療の推進を図るため、がん患者が住み慣れた地域においてがん患者及びその家族の意向を尊重した医療、看護等を受ける

(骨髄移植の促進)

第8条 県は、白血病等血液がんの有効な治療法である骨髄移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業の普及啓発、骨髄提供希望者の登録受付業務等必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第9条 県は、がんに伴う身体的又は精神的な苦痛、社会生活上の不安軽減等を目的とする医療、看護及びその他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 緩和ケアに関する専門知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (2) 在宅で適正な緩和ケアを受けることができる体制づくりの支援
- (3) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体の連携の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内における緩和ケアの充実のための施策

ことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(後遺症対策の推進)

第19条 県は、がんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を生じている者の療養生活の質の維持向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第20条 (略)

(がん教育の推進)

第21条 県は、学校その他の教育機関において、児童、生徒等ががん及びがん患者に関する正しい知識を習得するとともに、がんの予防及び早期発見の重要性について理解及び関心を深めるため、その発達段階に応じて教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第22条 県は、市町村、県民、保健医療関係者、教育関係者、事業者等と連携して、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるための活動を実施するものとする。

2 県は、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるため、がん征圧月間を設けて、広報活動その他必要な施策を講ずるものとする。

(公表)

第23条 知事は、毎年度、がん対策の推進に関し講じた施策の状況を取りまと

第10条 (略)

(県民運動)

第11条 県は、保健医療関係者と連携してがん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための活動を全県民を対象として展開するものとする。

2 県は、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるため、がん征圧月間を設けて、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

め、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例による改正後の新潟県がん対策推進条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第31号発議案

新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月5日

提出者	佐藤純	石松	坂原	良悦	浩道	斎笠	京原	四義	郎宗
	中村康	松宮	原崎	良悦	道男	笠青	原柳	義正	宗司
	高橋直	宮石	崎塚	悦一	健大	横富	尾樫	幸一	秀成
	矢野川	小榆	林井	辰洋	雄吉	小岩	島村	良孝	成隆
	皆藤井	西早	川川	吉秀	夫	尾小	身野	峯	一昭
	佐桜金	中渡	野辺	吉秀	夫	石	井	良孝	生修
	柄帆三	星	野	伊佐	夫				
	富佳								

新潟県議会議長 沢野 修 様

新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

ふるさと新潟の県土面積の約7割を占める森林は、美しい景観を形成し、生命の源となる清らかな水を蓄え、県民に自然との触れ合いの機会を提供するなど重要な役割を果たしている。私たちは、この豊かな森林から、県土の保全、水源の涵養等多くの恩恵を受けてきた。そして、森林から産出される木材を用いた建築物、工芸品、生活用品等は、温かな風合い、柔らかな手触り等の特性を有し、県民は、それらに囲まれた生活から、ぬくもりと優しさを日常的に体感することにより、安らぎを享受してきたところである。

しかしながら、近年においては、森林資源に代わる化石燃料及び工業製品の利用の増大、安価な輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷等により、林業及び木材産業は厳しい状況に置かれている。加えて、県内の人工林の9割以上を占めるスギの多くは、戦後に植林され、利用可能な大きさに成長しているにもかかわらず、建築材料等として十分に利用されていない状況にある。

こうした中、ふるさと新潟の地において、木を植え、育て、伐り、使い、再び植えることを繰り返すことにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図るとともに、将来にわたり森林資源を用いて本県経済の活性化に資する取組を進めていく必要がある。

ここに私たちは、森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承していくため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に協力しながら一体的に県産木材の供給及び利用の推進に取り組むことにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、本県経済の活性化及び県民が県産木材に囲まれて心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指すことを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、もって本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県産木材」とは、県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材をいう。

2 この条例において県産木材について「供給」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー源等として供給し、又はこれを使用した製品を供給することをいう。

- 3 この条例において県産木材について「利用」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー源等として利用し、又はこれを使用した製品を利用することをいう。
- 4 この条例において「森林の有する多面的機能」とは、県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 5 この条例において「森林所有者」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- 6 この条例において「林業事業者」とは、森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。
- 7 この条例において「木材産業事業者」とは、木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 8 この条例において「建築関係事業者」とは、建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 県産木材の供給及び利用の推進は、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担及び相互の連携並びに県民及びその他事業者（林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者以外の事業者をいう。）（以下「県民等」という。）の理解と協力の下に、その実現が図られなければならない。

- 2 県産木材の供給及び利用の推進は、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮される環境を確保することを旨として行われなければならない。
- 3 県産木材の供給及び利用の推進は、地域の森林資源の有効活用を通じて、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、本県経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。
- 4 県産木材の供給及び利用の推進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成、県民に安らぎをもたらす生活環境の創造等県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材の供給及び利用の推進に関する施策を実施する責務を有する。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策への必要な支援並びに市町村が実施する広域的な県産木材の供給及び利用の推進に関する施策の総合調整を行うものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される環境を確保するため、その所有する森林の整備及び保全に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 森林所有者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、その地域の特性に応じた森林の計画的な整備及び保全、良質な県産木材の安定的な供給等林業の持続的な発展に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 林業事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第8条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の品質の確保、有効利用、加工技術の継承及び向上等木材産業の持続的な発展に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 木材産業事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得並びに木造建築技術の継承及び向上に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 建築関係事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の協力)

第10条 県民等は、基本理念にのっとり、県産木材の供給及び利用を推進することが本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することについて理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県産木材の供給の推進)

第12条 県は、県産木材の供給を推進するための施策として、次に掲げる事項を実

施するものとする。

- (1) 森林の適正な整備及び保全の推進に関すること。
- (2) 森林施業の集約化の推進に関すること。
- (3) 高性能林業機械の導入の推進に関すること。
- (4) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の供給を図るために必要な施策の推進に関すること。

(県産木材の利用の推進)

第13条 県は、県産木材の利用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出するための施策の推進に関すること。
- (2) 住宅その他の建築物等における県産木材の利用に資する施策の推進に関すること。
- (3) 県産木材の販路の拡大に関すること。
- (4) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用を図るために必要な施策の推進に関すること。

(県の率先利用)

第14条 県は、県産木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならない。

(調査研究等)

第15条 県は、県産木材の供給及び利用を推進するため、林業経営の効率化、県産木材の品質の向上及び新たな用途の開発等に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用のために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第16条 県は、県産木材の供給及び利用の推進に寄与する人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、県産木材の供給及び利用の推進の重要性について県民等の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(連携協力体制の整備)

第18条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業

者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

第19条 知事は、毎年度、県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(顕彰)

第20条 県は、県産木材の供給及び利用の推進について顕著な功績があると認められるものの顕彰に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原案可決
全会一致

第32号発議案

拉致事件の早期完全解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日

提出者 総務文教委員長 宮崎悦男

新潟県議会議長 沢野 修 様

拉致事件の早期完全解決を求める意見書

昭和52年11月15日に当時中学生の横田めぐみさんが北朝鮮に拉致されて41年が経過した。

横田めぐみさんをはじめとする日本人拉致事件は今年もその解決を見ず、11月17日に「忘れるな拉致 県民集会」が開催されるに至った。長きにわたり不法に抑留され続ける拉致被害者と、帰国を待つ家族の思いを考えると痛恨の極みである。

国際社会の拉致問題への関心が高まっている中、韓国においても、北朝鮮による拉致被害者家族が多数いることから、我が国や米国をはじめとした世界各国と連携して拉致事件の解決に向けて取り組んでいかなければならない重要な局面を迎えている。しかしながら、韓国政府は、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長の狡猾な外交に翻弄されているばかりか、我が国や米国との関係においても歩調が一致しない微妙な関係にある。

拉致被害者家族は高齢化しており、拉致被害者全員の早期帰国に向けて、残された時間に、もはや一刻の猶予もない。

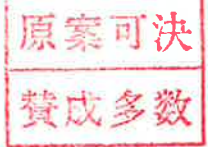
よって国会並びに政府におかれては、拉致事件の解決に向けて、韓国や米国をはじめとする国際社会との連携を一層強化し、北朝鮮の言動に惑わされることなく、拉致被害者全員の一刻も早い救出に向けて、全力で交渉に当たるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	菅義偉様



第33号発議案

消費税率の引上げに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日

提出者	松原良道	横尾幸秀	高橋直揮
	笠原一義	矢野井甚学	皆川雄二
	富樫成	桜井	
賛成者	石宮小岩尾小石青佐	坂崎林島村身野井木藤	浩男大隆一昭生修一郎雄
		悦一良孝峯太一久	
		斎青佐佐金柄帆三片重	
		京柳藤藤谷沢苺富野川	
		四正卓国正謙佳隆	
		郎司之純彦三治一猛広	
		中石榆西早中渡星小	
		村塚井川川野辺野島	
		康辰洋吉惇伊佐夫徳	
		司健雄吉秀洸夫徳	

新潟県議会議長 沢野 修 様

消費税率の引上げに関する意見書

安倍総理は、来年10月に実施予定の消費税率の10%への引上げに備え、駆け込み需要と反動減を抑制し、経済に変動を及ぼさないよう万全を期すため、中小店舗を対象に、キャッシュレス決済時のポイント還元率を支払代金の5%とする方針を示している。

消費税率の引上げによる消費の冷え込みを防ぐとともに、消費増税の影響を受けやすい中小零細企業への配慮であることは理解できるが、ポイント還元率は2%の増税分を上回り、これに係る財政支出が膨らむことから、消費税を引き上げる本来の意義を失うことも危惧されている。

また、中小零細企業においてはキャッシュレス決済に対応していない状況も多く見られ、特に、個人商店においては、決済端末の導入等に係る特段の配慮が必要とされている。

ポイント還元制度は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックまでの9か月間実施する方針とされており、クレジットカードなどキャッシュレス決済の推進に弾みがつくものと歓迎する声がある一方で、カードを持たない高齢者への対応などの課題も指摘されている。

よって国会並びに政府におかれては、消費増税に伴う経済対策の導入に当たっては、消費税率の引上げの趣旨に則り、ばらまきと誤解されるような行き過ぎた経済対策に陥ることなく、国民の理解促進に向けて十分な説明を行うとともに、国民の混乱を引き起こすことのないよう、的確な対応を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	石田真敏様
経済産業大臣	世耕弘成様

原案可決
賛成多数

第34号発議案

外国人材の受入れ拡大に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日

提出者	石笠富	坂原櫨	義一	浩宗成	横矢桜	尾野井	幸甚	秀学一	高皆	橋川	直雄	揮二
賛成者	斎宮小岩尾小石安青小	京崎林島村身野井沢木島	四悦一良孝峯峰太義	郎男大隆一昭生修子一郎徳	中青佐佐金柄帆三志佐	村柳藤藤谷沢苺富田藤藤	康正卓国正謙佳邦浩久	司司之純彦三治一男雄雄	松石榆西早中渡星渋片重	原塚井川川野辺野谷野川	良辰洋吉惇伊明隆	道健雄吉秀洸夫佐夫治猛広

新潟県議会議長 沢野 修 様

原案可決
賛成多数

第36号発議案

農家の所得確保に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日

提出者 笠原義宗 横尾幸秀 高富 橋樫直一 揮成
矢野井甚学一 皆川雄二 富 樫 一 成
桜 井 甚 学 一

賛成者 石松 坂原 浩 齋 京 四 郎 中 村 康 司
松 原 道 宮 崎 悦 男 青 柳 正 司
石 塚 良 道 官 林 一 男 佐 藤 卓 之
榆 井 辰 健 小 小 悦 大 佐 藤 谷 国 純
西 川 洋 雄 岩 尾 身 孝 隆 一 柄 沢 正 彦
早 川 吉 秀 尾 野 峯 昭 生 帆 三 治
中 野 洸 夫 小 石 安 片 野 井 沢 修 子 猛 一
渡 辺 伊 佐 夫 石 安 片 野 井 沢 修 子 猛 一
星 野 伊 佐 夫 石 安 片 野 井 沢 修 子 猛 一
青 木 太 一 郎 野 井 沢 修 子 猛 一
佐 藤 久 雄 野 井 沢 修 子 猛 一

新潟県議会議長 沢野修様

農家の所得確保に関する意見書

我が国の農業政策においては、行政による生産数量目標の配分の廃止など、自由競争の実現による新たな付加価値の創造や生産、流通の合理化を目指す農業改革が進展しており、稲作を主体とする農家を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような情勢下において、今後の米政策に係る方向性としては、国内向けの主食用米の生産だけに固執することなく、輸出用米、飼料用米、加工用米及び業務用米などと組み合わせた多様な米づくりに早急に転換を図っていく必要がある。また、農家の所得確保に向けては、経営の安定化を推進することはもとより、真の担い手農業者への農地利用の集積と集約化を加速させることが必要不可欠であり、そのためには、場当たりの農業政策ではなく、10年先、20年先を見据えた真の担い手農業者の活躍を後押しするための施策が求められている。

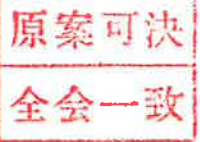
よって国会並びに政府におかれては、担い手経営安定法や日本型直接支払制度などのセーフティネットを充実させて経営所得の安定化を図るとともに、一律の戸別所得補償ではなく、選択と集中により、真の担い手が持続的に生産活動を行うための所得確保制度を創設するなど、長期的展望に基づく農業政策を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	吉川貴盛様



第37号発議案

教育環境の充実・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日

提出者 齋 京 四 郎 横 尾 幸 秀 高 橋 直 揮
 笠 原 義 宗 矢 野 学 皆 川 雄 二
 富 樫 一 成 桜 井 甚 一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 沢 野 修 様

教育環境の充実・強化を求める意見書

大量退職に伴う採用数の増加や売り手市場による学生の民間志向の高まり、教育現場の長時間労働のイメージなどが影響し、教員のなり手不足が全国的な傾向となっている。本県においても、県教育委員会が2019年度の採用に向けて実施した教員採用試験において、競争倍率が小学校で1.2倍、中学校は2.3倍とそれぞれ過去最低となるなど、今後の人材確保に懸念が生じている。

一方で、学校現場では通常の授業や部活動の指導に加え、いじめや不登校等の未然防止及び早期対応、障害により特別な支援を必要とする児童生徒への対応、今後導入が予定されている新たな英語教育やプログラミング教育への対応など、近年ますます複雑化・困難化する課題への対応に取り組んでおり、教員の過重労働が社会問題となっている。

山積するこれらの課題に適切に対応していくためには、教職員定数の計画的な改善や、十分な教育予算の確保等により、教員が子どもたち一人一人と向き合い、きめ細やかな教育を行うことができる環境を整備する必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、教育は国の根幹をなす重要な施策であるという認識の下、学校現場を取り巻く諸課題への適切な対応と、我が国の将来を担う子どもたちの更なる教育水準の向上を図るため、教職員定数の改善や必要な予算措置を講ずるなど教育環境の充実・強化に資する取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	柴山昌彦様